

## 次世代自動車普及促進事業補助金対象車両の災害時等における支援登録制度要領

### (目的)

第1条 この要領は、県内で大規模な地震災害、風水害その他の災害による大規模停電が発生し、または発生のおそれのある場合の緊急電源として、電気自動車を確認するため、次世代自動車普及促進事業補助金対象車両の災害時等における支援登録制度を創設し、被災者救援活動に資することを目的とする。

### (登録同意および決定)

第2条 次世代自動車普及促進事業補助金の補助対象者（法人に限る）および補助対象となる車両に関してリース契約を締結した法人（以下「補助対象者等」という。）が、本要領内容を理解し、登録に同意したうえで、災害時等における支援登録制度同意書（様式第6号）に必要事項を記載したものを県へ提出することにより、補助対象となる車両を登録することとする。

2 県は、登録の決定を、次世代自動車普及促進事業補助金の交付決定兼額の確定とあわせて行うこととする。

### (期間)

第3条 本制度の登録期間は、次世代自動車普及促進事業補助金交付決定日より開始する。

2 登録期間の終了は次の各号いずれかに該当する時点とする。

- (1) 次世代自動車普及促進事業補助金交付要領第13条にある処分制限の期間を過ぎ、補助対象者等が、登録解除申出書（様式第8号）を県に提出した時。
- (2) 次世代自動車普及促進事業補助金交付要領第13条にある処分制限の期間内であるが、財産処分承認申請書（様式第4号）を提出し、知事がこれを認め、必要な対応が完了した時。
- (3) その他、不適格であると認められた時。

### (登録内容の変更)

第4条 補助対象者等は、第2条第1項の規定により提出した同意書の記載内容に変更があった場合は、速やかに登録内容変更届出書（第9号様式）を県に提出しなければならない。

### (要請の方法)

第5条 災害時における電源確保のため、県が必要と認めるときは、協力要請書（様式第10号）により補助対象者等へ要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものと

する。

(災害時における活動内容)

第6条 第5条の規定による要請があったときには、補助対象者等または補助対象者等の代理となる者(以下「従事者」という。)は、可能な範囲で指定された避難場所へ参集し、給電活動を行い、活動終了後は速やかに撤収しなければならない。

2 活動時間については、PHVの場合には3時間、EVの場合には6時間を目安とするが、従事者の状態、車両の電力残量等によって、県と従事者の間で調整するものとする。

(災害時以外の活動内容)

第7条 補助対象者等は、県からの要請があった場合、防災訓練など災害時の円滑な給電活動のために必要と認められる事業へ可能な範囲で参加するよう努める。

(費用負担等)

第8条 協力活動については無報酬とし、食費、旅費等の活動に要する費用は、自己負担とする。

(損害の賠償等)

第9条 第5条の規定による要請により行った活動の中で、従事者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務に従事したものにかかる損害賠償に関する条例(昭和39年福井県条例第41号)の規定に準じて、県が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

2 事故により、第三者に与えた物的または人的損害については、その損害の帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合には、協議の上、その賠償に当たるものとする。

3 補助対象者等が加入している自動車保険が適用される場合は、これを適用するものとする。ただし、乗用車保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は原則県が負担する。

(個人情報の管理)

第10条 県は、補助対象者等から提供された個人情報を本事業の他の用途に利用してはならない。

2 県は、個人情報の授受、保管および管理に当たっては、個人情報の保護に必要な万全の

措置を講じなければならない。

3 県は、補助対象者等から提供された個人情報について、保管の必要を要しなくなった場合は、機密を保持した上で確実に処分するものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則（令和 4 年 7 月 6 日）

この要領は、令和 4 年度の補助金から効力を有するものとする。

附則（令和 6 年 4 月 15 日）

この要領は、令和 6 年度の補助金から効力を有するものとする。